

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五五
- 特定計量器の定期検査を実施する件 五五
- 地籍調査の成果について認証した件 五七

公 告

- 道路の区域を決定する件 五七
- 道路の区域を変更する件四件 五七
- 道路の供用を開始する件二件 五八
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五九
- 落札者を決定した件 五九
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 個人演説会等を開催することができきる施設として指定した旨報告があった件 五九

告 示

福島県告示第六百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年九月五日から平成二十一年一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ニトリ会津若松店 会津若松市町北町大字上荒久田字村北六十六―一他

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ニトリ

代表者の氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ニトリ

代表者の氏名 代表取締役 似鳥 昭雄

住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月二十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千二百二十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

2 収容台数 百三十五台

一 位置 別紙図面のとおり

3 収容台数 二十八台

一 位置 別紙図面のとおり

4 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

一 位置 別紙図面のとおり

二 面積 二百二十三平方メートル

一 位置 別紙図面のとおり

二 容量 六十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

一 開店時刻 午前十時

二 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 数 四か所

二 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十年八月二十六日
 (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第六百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年九月五日から平成二十一年一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)リオン・ドール保原店 伊達市保原町上保原字金山三一一ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗の所在地
 (変更前) 伊達市保原町大字上保原字金山三一一ほか
 (変更後) 伊達市保原町上保原字金山三一一ほか
- 三 変更した年月日
 平成二十年八月二十六日
- 四 届出年月日
 平成二十年八月二十六日
- 五 届出をした者
 株式会社小池

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年九月五日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル福島泉店 福島市泉字道下六一二
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市(表郷、大信、東を除く。)	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	一〇月七日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	白河市役所
右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月八日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	同
		一〇月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同
		一〇月一〇日から一〇月七日まで(土曜日、日曜日、一〇月一三日及び一〇月三日を除く。) 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市(表郷、大信、東を除く。)	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月四日から一〇月二二日まで(土曜日、日曜日及び一〇月二四日を除く。)

福島県告示第六百一十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、双葉郡葛尾村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

葛尾村

二 成果の名称

双葉郡葛尾村大字上野川及び大字野川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第六百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松熱塩 温泉自動 車道線	喜多方市熱塩加納町山田字赤崎二 五九番地先から 同 市熱塩加納町山田字宇津野 道下甲二二八〇番七地先まで	三・〇 一・二	七七八・二

（道路計画課）

福島県告示第六百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

く。

（計量検定所）

福島県告示第六百一十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 高田線	大沼郡会津美里町和田 目字沢田南九一番地先 から 同 郡同 町新屋 数字新屋敷二四二番地 先まで	変更前 変更後	A 六・〇 一九・〇	九五四・五
		変更前 変更後	A 六・〇 一九・〇	九五四・五
		変更前 変更後	B 一五・〇 一三九・四	九六三・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百一十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道四五 九号	二本松市上長折字鈴木 内二三番二地先から 同 市上長折字鈴木 内三二番二地先まで	変更前 変更後	一七・九 六五・〇	九〇・〇
		変更前 変更後	一七・九 七五・三	九〇・〇

（道路計画課）

変更前変	敷地の幅員	延	長
------	-------	---	---

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
県道新鶴 停車場線	大沼郡会津美里町新屋 敷字東神甲一九四四番 地先から 同 郡同 町新屋 敷字東神甲一九四四番 地先まで 大沼郡会津美里町新屋 敷字東神甲一九四四番 地先から 同 郡同 町新屋 敷字柳台甲九四五番一 地先まで	変更前	一三・〇〇 一七・〇〇	一・〇〇
		変更後	六・〇〇 二四・五〇	一四〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道一一 五号	耶麻郡猪苗代町大字三 郷字西川原二四八番一 地先から 同 郡同 町大字三 郷字西川原二五二番一 地先まで	変更前	一一・八	四〇・〇
		変更後	一一・八〇 九四・八	四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道長沼喜久田線	須賀川市長沼字新池一番三二地先から 同 市長沼字新池一番三〇地先まで	平成二〇年九 月五日

(道路計画課)

福島県告示第六百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道三九九号	相馬郡飯館村飯樋字大西一〇五番地先から 同 郡同 村飯樋字大西一〇六番地先まで	平成二〇年九 月五日

(道路計画課)

公 告

公告第四百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年八月十二日
- 二 名称

特定非営利活動法人子育て支援フォーラムふくしま

三 代表者の氏名

立柳 聡

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市野田町六丁目八番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、主として福島県北地域の子どもと大人に対し、子どもの権利条約を普及し、子育て支援Ⅱ子どもの主権を第一義に重視し、その主体的な生き方や自己実現に向けた試行錯誤に対する支援を積極的に推進すると共に、より一層望ましい子育て支援のあり方を実践的に研究し、子育て支援の実践者を育て、増やすことを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年九月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

平田村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 久保木徳男 石川郡平田村大字鴉子字入ノ坂一三番地

同 吉田 正 同 郡同 村大字中倉字千保六番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 村上 信一 石川郡平田村大字北方字皿目木一八〇番地

同 熊谷 時男 同 郡同 村大字西山字前手倉一二四番地

公告第469号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器（プリンタ）の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年9月5日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品の名称及び数量

- 2 福島県土木部共用機器（プリンタ） 146台
- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 4 落札者を決定した日
平成20年6月17日
- 5 落札者の氏名及び住所
チクノ・ワンズ株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号
- 6 落札金額
11,476,080円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 8 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年5月7日

(土木総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）第六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年九月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容 見込人員数
平成二〇年 八月七日	いわき市平 字田町一二 〇番地LA TOV六階	いわき産業 創造館企画 展示ホール	社団法人い わき産学官 ネットワー ク協会会長	三四三平方メ ートル	三〇〇人
同	同	いわき産業 創造館セミ ナー室	同	一二六平方メ ートル	一一〇人
同	同	いわき産業 創造館会議	同	一一五平方メ ートル	一一〇人

室
1